

土地収用法第24条第1項の規定により、京都府知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、同法第23条第1項の規定により、京都府知事に土地収用法施行規則第4条の規定による公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条第1項の規定により、京都府知事に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

京都市長 松井孝治

1 起業者の名称

京都市

2 事業の種類

一級河川淀川水系善峰川改修工事

3 起業地

(1) 収用の部分

京都市西京区大原野上羽町地内

(2) 使用の部分

なし

4 縦覧場所

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2

京都市西京区役所洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当

5 縦覧期間及び時間

公告の日から令和6年7月16日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(建設局土木管理部河川整備課)